

家畜衛生情報 No.16 令和2年10月27日



西北地域県民局地域農林水産部 つがる家畜保健衛生所

津軽地区家畜衛生推進協議会

つがる市木造若竹2-1

TEL 0173-42-2276 FAX 0173-42-6087

畜産関係者の農家の皆様へのお願い

令和2年8月31日、フィリピンから違法に持ち込まれた豚肉製品(ソーセージ)から[アフリカ豚熱ウイルス](#)が分離されました。

海外から病原体を侵入させないために、防止対策の徹底をお願いいたします！

- ① 外国からの肉製品や動物由来製品の持込みは原則禁止です！

口蹄疫、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等の発生地域(中国、ベトナム等のアジア地域)からの生肉、加工・調理した肉、ハム・ソーセージ等の肉製品は法律で輸入が禁止されており、国際郵便でも持ち込めません。

輸入禁止品の例



違法に畜産物を持ち込むと、3年以下の懲役又は300万円以下(法人の場合5,000万円以下)の罰金の対象になりますのでご注意ください。

<ご不明点はお問い合わせください！>

つがる家畜保健衛生所(平日 8:30~17:15) 0173-42-2276

緊急用携帯(平日 17:15以降、土日祝日) 090-8788-7459

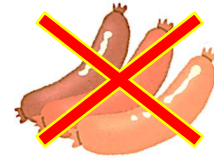
② 技能実習生等の外国人の従業員を受け入れている場合

母国のご家族等が送ってくる**国際郵便**の中に、**輸入禁止の肉製品等**が入っている可能性があります。



ハム

このため



ソーセージ

- ・**国際郵便**が届いたら、**肉製品等が入っていないこと**を外国人の従業員みなさまに確認するようお願いいたします。
- ・また、母国のご家族等が**肉製品等を日本に送らないよう**、外国人の従業員の皆様に**周知**をお願いします。
- ・郵便物内に**肉製品等**が入っていた場合は、**速やかに下記までお知らせください。**

農林水産省 動物検疫所 北海道・東北支所 函館空港出張所

TEL : 0138-84-5415

FAX : 0138-84-5416

各国の言語でのご案内については下記サイトをご確認ください

農林水産省動物検疫ウェブサイト

- ・日本語 <http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>
- ・英語 <http://www.maff.go.jp/aqs/english/product/import.html>
- ・中国、簡体語 http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_cn.html
- ・韓国語 http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_kr.html
- ・Q&A集(英語、中国語、簡体語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、スペイン語、フランス語) <http://www.maff.go.jp/aqs/languages/info.html>



動物検疫所からの 重要なお知らせ

家畜伝染病予防法改正により、
2020年7月1日から

違法に畜産物を持ち込んだ場合は、
3年以下の懲役又は最高300万円の罰金
が科せられます。
(法人の場合は、最高5,000万円)

- ◆ 国際郵便・宅配便で送る場合も同じです。
- ◆ 動物検疫所の職員は、荷物の中の肉製品などの畜産物の有無について検査を行います。
- ◆ 違法に持ち込まれた肉製品などの畜産物は、原則廃棄されます。
- ◆ 悪質な輸入事例については、警察に通報しています。
違法な肉製品などの畜産物の持ち込み等により、逮捕された人もいます。



日本へのSTOP 肉製品は 持込禁止



輸入できない畜産物を持っている場合、
入国が認められないことがあります。



海外から畜産物を違法に持ち込むと、
3年以下の懲役又は300万円以下(法人の場合5,000万円以下)
の罰金の対象になります。
畜産物には加熱調理品、真空パック、免税店で購入したものも含まれます。

詳しくはWebで

農林水産省 動物検疫所

